

平成 22 年度診療報酬改定の概要

全体改定率 +0.19% (約 700 億円) → 10 年ぶりのネットプラス改定

診療報酬 (本体) +1.55% (約 5,700 億円)

医科 +1.74% (約 4,800 億円)

入院 +3.03% (約 4,400 億円)

外来 +0.31% (約 400 億円)

急性期入院医療に概ね 4,000 億円を配分

歯科 +2.09% (約 600 億円)

調剤 +0.52% (約 300 億円)

薬価等▲1.36% (約 5,000 億円)

厚生労働省ホームページより

歯科初再診料について

【歯科初診料】

現 行 182 点

改定案 218 点

歯管 (1 回目) 130 点 → 110 点

(スタディモデル 50 点 → 初診料に包括)

改定案による増点 36 点

【スタディモデル】 50 点 廃止

【歯科再診料】

現 行 40 点

改定案 42 点

改定案による増点 2 点

特掲診療料の乳児加算の見直し

【基本診察料の乳児加算】

(初診療に 40 点、再診料に 10 点の加算)

対象年齢：6 歳未満

【特掲診察料の乳児加算】

(所定点数の 100 分の 50 加算)

対象年齢：5 歳未満 → 対象年齢：6 歳未満

※ 特掲診察料とは

処置、手術、麻酔、歯冠修復、ブリッジ、有床義歯、修理
歯科診療報酬点数早見表の () 内の点数がある処置

歯科疾患管理料について

【歯科疾患管理料】

	現行	改定案
1 回目	130 点	110 点
2 回目以降	110 点	110 点

[算定要件]

患者の基本情報（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況等）、口腔内の状態、必要に応じて実施した検査結果の要点、歯科疾患と全身の健康との関係、歯や口の病気と関連のある患者の生活習慣と改善目標及び治療予定（継続管理計画書においては、歯や口の中の状態の改善状況も含む）等について、継続的な歯科疾患の管理が必要な患者に対し、文書により患者に提供した場合に算定する。

（歯科疾患管理料 1 回目の算定期間）

初診日の属する月から起算して 2 月以内の期間において、最初に管理計画書を提供した月

(歯科疾患管理料 2 回目以降の算定期)

1 回目の歯科疾患管理料を算定した翌月以降月 1 回に限り算定

[その他]

歯科疾患管理料を算定する保険医療機関においては、歯科疾患管理料の内容等について、院内掲示により患者への情報提供に努めること

義歯管理料、義歯に関する項目について

【義歯管理】(1 口腔につき)

改定案

	新製有床義歯管理料	有床義歯管理料	有床義歯長期管理料
点数	150 点	70 点	60 点
算定期	装着した日に属す月	装着した日に属す月 2 月以上から 3 月以内	装着した日に属す月 4 月以上から 1 年以内
算定回数	1 回	月 1 回	月 1 回

※ 提供文書、検査項目、指導、カルテ記載等の内容に変更はなし

【有床義歯調整管理料】 30 点 (新)

有床義歯管理料を算定した患者について、有床義歯の調整を行った場合に、1 口腔につき月 2 回を限度として算定する。

ただし、義歯管理料を算定した日における有床義歯の調整に係る費用は、算定出来ない。

有床義歯及び関連技術の評価を引き上げる一方、熱可塑性樹脂義歯の評価の引き下げを行う。

有床義歯関連装置の評価の引き上げ

	現 行	改定案
【 <u>鋳造バー</u> 】	420 点	<u>430 点</u>
【 <u>バー 保持装置 加算</u> 】	50 点	<u>60 点</u>
【 <u>フック、スパー</u> 】	85 点	<u>96 点</u>

う蝕等に係る技術の評価の引き上げ

【齶蝕処置】

齶蝕処置の費用は、1 歯 1 回を単位として算定し、1 回処置歯が 2 歯以上にわたる場合は、所定点数を歯数倍した点数により算定する。以下「1 歯 1 回につき」等の規定のある場合の算定は、処置を行った歯数倍を乗じて算定する。

現行		改定案	
齶蝕処置	16 点	う蝕処置	18 点

現行		改定案	
【 <u>齶蝕歯無痛窩洞形成加算</u> 】	20 点	【 <u>齶蝕歯無痛窩洞形成加算</u> 】	40 点

【根管治療】 (1 歯 1 回につき)

	現行	改定案
単根管	14 点	<u>20 点</u>
2 根管	22 点	22 点
3 根管	28 点	<u>30 点</u>

【テンポラリークラウン】 (1 歯につき) 30 点

注 前歯部において、歯冠形成のうち前装鋳造冠又はジャケット冠に係る費用を算定した歯、若しくは前装鋳造冠又はジャケット冠の歯冠形成を行うことを予定している歯について、前装鋳造冠又はジャケット冠の歯冠形成を算定した日から当該補綴物を装着するまでの期間において、1 歯 1 回限り算定する。

歯周治療について

【歯周組織検査】

3 混合歯列期歯周組織検査 40点 新

[算定要件]

歯肉の発赤・腫脹の状態及び歯石沈着の有無を確認し、プラークチャートを用いたプラークの付着状況を検査した上で、歯周組織の状態や歯牙年齢当を勘案し、プロービング時の出血、歯周ポケット測定のうちいずれか一つ以上の検査を行った場合に算定する。

【歯周基本治療】

1 スケーリング	現行	改定案
(3分の1顎につき)	64点	64点
(3分の1顎増やすごとに)	42点	<u>38点</u>

【歯周基本治療】

注 同一部位に2回以上歯周基本治療を行った場合の2回目以降の費用は、所定点数(1は注加算を含む。)の100分の50に相当する点数により算定する。

【歯周基本治療処置】 10点(新)

歯周基本治療を行った部位に対して、薬剤等により歯周疾患の処置を行った場合に、月1回に限り算定する。ただし、歯周疾患処置を算定した月には算定出来ない。

また、薬剤等に係る費用は、所定点数に含まれる。

【歯周病安定期治療】 300点

口腔内消炎手術(智歯周囲炎の歯肉弁切除等)の評価を引き下げる一方、手術後の専門的口腔衛生処置の評価の新設及び歯科局所麻酔の評価の引き上げを行う。

【口腔内消炎手術】

智歯周囲炎の歯肉弁切除等	現行	改定案
	140点	120点

【術後専門的口腔衛生処置】

(1 口腔につき) 80点 (新)

次に掲げる手術を行った入院患者に対し、(以下省略)

【伝達麻酔】(下顎孔又は眼窩下孔に行うもの)

	現行	改定案
--	----	-----

	38点	<u>48点</u>
--	-----	------------

【浸潤麻酔、圧迫麻酔】	23点	<u>30点</u>
-------------	-----	------------